

田舎館村農業委員会総会議事録

- 1 開催日時 令和5年4月10日（月）午前9時00分から午前9時40分
- 2 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
- 3 出席委員

農業委員（9名）

会 長	10番	福士	眞規
委 員	1番	葛原	慶仁
	2番	菊地	卓朗
	3番	山本	久行
	4番	中山	静子
	5番	鈴木	穰
	6番	福原	義明
	8番	田澤	隆
	9番	白戸	陽平

農地利用最適化推進委員（6名）

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	鈴木	秀樹
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

- 4 欠席委員（1名） 7番 工藤 浩司

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第11号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第12号 農用地利用集積計画の決定について

報告第8号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 工藤 和裕

事務局次長 鈴木 弘和

主 査 福士 貴子

7 会議の概要

事務局 ただいまより、4月の定例総会を開催いたします。
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会 長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会 長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員9名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会会議規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。5番の鈴木穰委員と6番の福原義明委員を指名します。

書記には、事務局の工藤・鈴木の両名を任命します。

議案に入ります。

議案第11号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第 11 号について説明いたします。

今月の農地法第 3 条の許可件数は、所有権移転が 1 件、賃貸借権設定が 5 件、使用貸借権設定が 2 件です。

【議案第 11 号、所有権移転の整理番号 11、賃貸借権設定の整理番号 5～9、使用貸借権設定の整理番号 1、2 について説明】

3 ページの所有権移転の整理番号 11 については、東光寺地区の西側に隣接する農地であります。

自ら耕作する意思がなく管理も困難である状況から、隣接地を所有する譲受人の申出により、売買することとなったものであります。

次に、4 ページの賃貸借権設定の整理番号 5 と 6 については、大曲地区の南側に隣接する農地であります。

この案件については、2 月総会において、賃借人である(株)●●●●が障害者の自立支援を目的とした障害福祉サービス事業のために、売買により農地を取得する計画でありましたが、農地の取得要件に該当しなかったため、賃貸借権に切り替え、設定することとなったものであります。

なお、(株)●●●●については、会社の事業として、登記簿や定款等に農業の生産に関する内容が記載されていないため、通常の栽培や管理を怠り、周囲の作物に被害を与えたり、周辺の農地の水利用に著しい被害を与える等の状況となった場合、解約できる旨の条件を付して貸借する、解除条件付きの賃貸借設定とするものであります。

また、整理番号 5 の賃貸人である●●●●さんが 4 月 6 日に死亡しておりますが、申請の効力は賃貸人の相続人に継承され有効となるため、引続き本総会での審議を求めるものであります。

次に、5 ページの整理番号 7 については、整理番号 5、6 と同じく、大曲地区の南側に隣接する農地であり、賃借人の事業のための賃貸借権設定であります。

次に、整理番号 8 については、田舎館村社会福祉協議会やすらぎの郷から東側約 280 m に位置する農地であります。

これまで、基盤法において黒石市の農業者に貸していた農地ありますが、貸借期間の満了時期を迎え、賃借人が規模縮小を理由とし、更新しないこととなったため、賃貸人からの斡旋の申出があり、委員によるマッチングを行い、貸借することとなったものであります。

次に、6 ページの整理番号 9 については、田舎館地区から東側約 720 m に位置する農地と他 12 筆であります。

この案件は、1 月総会において、基盤法による売買で承認を受けた案件

であります。

総会後、土地代金の準備が出来ない等の理由から３月１日付けで取消しを行ったものでありますが、再度、賃貸人と賃借人が協議を行い、賃貸借権設定により１年耕作した後に売買することとなったものであります。

次に、７ページの使用貸借権設定の整理番号１については、枝川地区から西北西約８００ｍと同じく枝川地区から南側約３５０ｍに位置する農地であります。

以前から、貸人の子の夫である、●●さんが、りんごの作付けを行ってきた農地であります。相対で貸借していたため、今回、正式に農地を貸借し、農業経営を行うものであります。

次に、整理番号２については、諏訪堂地区から北西約４３０ｍに位置する農地であります。

貸人の要望により、直接協議を行い、貸借することとなったものであります。

以上、これらの案件は、農地法第３条第２項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第１１号に対して、意見、質問等ありませんか。

２番委員（菊地 卓朗）

●●●●は何の会社か。なんのために農地を取得するのか。

事務局（福士）

●●●●は、障害者自立支援法に基づく障害福祉サービスを提供する会社で、障害者の方に農作業による就労支援を行っている会社です。

当該農地については、これまで農業委員会を通さずに、所有者と●●●●で契約書を交わして貸借をおこなっており、主にネギや菊などを作付けして、これをスーパーなどに出荷していたものです。

会 長 その他にありますか。

委 員 （ありませんの声）

会 長 無いようですので、議案第１１号は議案のとおり決定することとします。
次に、議案第１２号に入る前に、農業委員会等に関する法律第３４条及

び田舎館村農業委員会会議規則第10条により、「農業委員会の委員は、自己又は同居の親族若しくは、その配偶者に関する事項については、その議事に参与することができない。」とありますので、農業委員の白戸陽平委員は審議終了までの退席をお願いします。

(白戸陽平委員 退席9：17)

議案第12号、農用地利用集積計画の決定についてを議題といたします。

田舎館村長から、別紙のとおり農用地利用集積計画を定めたい旨の通知があったので、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により農業委員会の決定を求めるものであります。事務局より説明願います。

事務局 今月の案件は、所有権移転が6件、賃貸借権設定が7件です。

【議案第12号、所有権移転の整理番号16～21、賃貸借権設定の整理番号35～41について説明】

9ページの所有権移転の整理番号16については、垂柳地区から北側約260mと垂柳地区から南側約240mに位置する農地であります。

これまでも、石森87と牡丹森141については、譲受人が耕作してきた農地であります。今後、譲渡人自らの耕作が困難であることから、双方で協議し、売買することとなったものであります。

次に、整理番号17については、大根子地区から東側約430mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、隣接地を所有する譲受人と協議し、売買することとなったものであります。

次に、整理番号18については、境森地区の東側に隣接する農地であります。

これまで、譲渡人自ら耕作してきましたが、体調不良と農業経営の見直しのため、同じ地区の譲受人へ売買することとなったものであります。

次に、10ページの整理番号19については、土矢倉集会所から南西約50mに位置する農地であります。

今回、隣接地を所有する譲受人から農地取得の申出があり、所有者である譲渡人へ確認を行い、売買することとなったものであります。

次に、整理番号20については、田舎館村社会福祉協議会やすらぎの郷から南東約310mに位置する農地であります。

譲渡人自らの耕作が困難であることから、斡旋の申出により、マッチン

グを行い、隣接地を耕作する譲受人へ売買することとなったものであります。

次に、11ページの整理番号21については、川部地区の日本フードパッカーから南側約160mに位置する農地であります。

この案件は、譲渡人が幹旋申出をしていた農地であります。りんごの新規就農を計画していた譲受人が幹旋台帳の閲覧により、売買に結び付いたものであります。

譲受人については、これまで、農地の耕作や所有が無く、農地を取得できる状況に無かったため、認定新規就農者として認定し、基盤法による農地の取得を計画してきたものであり、2月24日開催の認定審査会において認定されております。

なお、譲受人は新規就農者であります。認定の計画書作成のため、事務局による面談を行っていることから、委員による面談は行わず、事前に計画書により確認を行っていただくよう、資料をお渡ししておりましたので、よろしくお願いします。

次に、12ページの賃貸借権設定の整理番号35については、垂柳地区から南側約520mに位置する農地であります。

これまで、賃借人が作業受託により耕作してきましたが、今回、双方で協議し、農業委員会を通して貸借することとなったものであります。

次に、整理番号36については、二津屋地区から南西約200mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難であることから、双方で協議し、貸借することとなったものであります。

次に、13ページの整理番号37については、前田屋敷地区から北西約550mに位置する農地であります。

期間満了による再設定であります。

次に、整理番号38については、東光寺地区のオリテック（株）から南東約220mに位置する農地と他5筆であります。

期間満了による再設定であります。

次に、14ページの整理番号39については、前田屋敷地区から北側約550mと前田屋敷地区の北側に隣接する農地であります。

これまで、別の人が耕作してきましたが、前耕作者が離農のため解約することとなったことから、前耕作者が次の耕作者を探し、相談した結果、貸借することとなったものであります。

次に、整理番号40については、前田屋敷地区から北側約490mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となり離農のため、賃借人へ直接相談し、貸借

することとなったものであります。

次に、15ページの整理番号41については、前田屋敷地区から北北西約500mに位置する農地であります。

賃貸人自らの耕作が困難となり離農のため、賃借人へ直接相談し、貸借することとなったものであります。

以上の経営内容は、経営面積、従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしております。以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第12号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、議案第12号は議案のとおり決定することとします。

(白戸陽平委員 着席9:25)

次に、報告第8号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理についてを議題といたします。

農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。

事務局より説明願います。

事務局 報告第8号について説明いたします。

【報告第8号について説明】

会 長 只今の報告について、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第8号を終わります。
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。
ありがとうございました。